

Title	近世資本主義と殖民経済 ( 三 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.3 (1923. 3) ,p.364(52)- 369(57)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230301-0052">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230301-0052</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 近世資本主義と殖民經濟 (三)

阿部 秀助

### 五

當時、新大陸方面に於て見出されし鑛物は金、銀の外に銅、鐵、鉛、水銀等ありしに不  
拘、西班牙人が最も多く評價せしは金、銀を除きては水銀のみにして斯く水銀が當  
時に於て尊重せられしは主として銀を遊離せしむるに必要なりしによるのであ  
る。蓋、水銀が新大陸方面に於ける諸鑛山の採掘上に使用せられしは史家ムノツの  
記す處によればバオロ、ベルビオなる一鑛山夫が千五百二十五年にイスパニオラ  
に齎らせしを以て之が始めとなし、又、ヘンリー、ハリングの記す處によれば新大陸  
方面の西班牙殖民地に普ねく此冶金術を傳へしはセヅリヤの生れでメキシコの  
パチカ鑛山に入込みしバルトロメ、デ、メヂナなりとしてゐるのである。但、千五百五  
十四年十二月カール五世に宛てしメキシコ方面よりの文書によれば前記のメヂ

ナは此方法の眞の發明者にあらずして彼れは其名の傳はらざりし一獨逸人より  
之れを習得せしと云ふにあるのである。次ぎに是等殖民地の諸鑛山は總て西班牙  
王室の有と規定せられしもので、例者千五百一年、フェルヂナントとイサベラとは共  
に彼等の許可なくして新大陸に於ける諸鑛山を搜索し採掘することを禁じたの  
である。今、試みに我邦に於て鑛山の所有權が果して何れの方面に存せしやと之れ  
が經營的方面と採鑛冶金術の發達とに就きて見るにコガネ、シロガネ、マガネ、アカ  
ガネなる名稱が既に古き時代に存せしに不拘、之れが所有權に關する規定は大寶  
令を以て最も古しとするのである。即ち同法令によれば國內に産する鑛物は總て  
官府の採掘する處なるも、若、官府に於て採掘せられざる場合には一般人民の採掘  
を許すことを規定せるのである。而して一私人の採掘額に對しては其幾部分を貢  
物として徴收せしもので、此方法は略ぼ江戸時代まで存したのである。例者、豊臣秀  
吉の如きは全國の土地は勿論、川海に至る迄公儀のものなりとなし、斯くて各地の  
鑛山より採掘せられしものは總て京及大阪に齎らしめたのである。而して此事實  
を證明するものは南部の藩祖信直時代に於ける南部家への申渡しの中に只今の

秀吉殿下の仰せに依つて見ると佐渡の國とか越後の國とか或は越中の國或は信濃の國、甲斐の國、此國々は金銀が出るが其金銀の出る金山は殿下の御取上げになつて御奉行が附いてゐるのである、吾々のみが彼是と苦情を云つたとて通らぬとの文句があるのである、降つて徳川幕府に至り更に此方面の政策を透徹的に實現する方法として多く全國に於ける鑛山地方を幕府の直轄地としたのである、例者、日光山輪王寺の領地たりし足尾より銅を産せしの故を以て同寺には別に代地を與へて足取をとり、又、伊豫の別子は其初め西條藩の領する處であつたが之れ亦た足尾の場合と同じく幕府の領する處となり、更に攝津多田莊は昔時より銀及銅を産し幕府時代には淀藩の領する處となつてゐたが、之れ亦た幕府の手に歸するに至つたのである、斯くの如く幕府は全國の諸侯に對して彼れの鑛山獨占權を自由に利用したのである、次ぎに是等諸鑛山に對する幕府の經營に就きて見るに幕府時代のは御直山又は御手山と自分山と稱するものあり、前者は幕府又は諸侯が直接、自己の奉行又は代官をして經營せしむるもので、後者は之れに反して一人即ち銅屋又は山師と稱せらるゝものによりて經營せらるゝものであるが、

是等の人々の所有權は極めて不確實のもので幕府は何時にても無償にて之れを取上げたのである、尙ほ幕府時代には金銀の多く産出する山は自然、收入多き結果、御手山となり之れに反して其産額の貧弱なる山は運上山又は稼ぎ山と稱して一人の經營に委したのである、次ぎに我邦に於ける採鑛冶金の術に就きては既に室町時代に下財道なる名稱の存せしことは當時の史料たる下學集の明かに吾人に示す處である、而して其以前即ち奈良、平安兩朝時代には専ら金掘りに對して金子なる名稱があり、又、三代實錄には更に銅子又は掘穴子と稱したのである、而して當時の鑛山事業に關して對馬方面の史料は、銀穴、自山底、穿鑿巖、掘入四十丈、白晝執炮而入と記してゐるのである、而して當時の四十丈は今日の一町餘で、之れが採掘に従事せし金子は三人一組で一人が松火、他の二人が器と掘る道具即ち鐵鎚とを各々所持したのである、降つて江戸幕府時代に於ける下財道には自から三つの流派が存したのである、但、第一の流派たる岩戸開と稱せられしものは果して如何なる方法を以てせしものなるや明白でないのである、第二の流派は外記流と稱せられしもので第三は振袖流と名づけしものである、次ぎに冶金の方法に就きて

見るに上古、我邦に於ける銅器及鐵器の製作は専ら吹葺、踏鞴等を使用せしもので、又銅、鐵を礫石より分解する荒吹の法に就きては對馬頁銀記に之れを高山の風の受くる處に置き杉樹を以て是等の礫石を焼くこと數十日其灰に鉛錫を加へて所謂灰吹の法となるのである、降つて天文の頃石見銀山より探掘せられし時期に銅の精練法に對する山下吹と稱せらるゝものを見るに至つたのである、即ち山下吹は石見銀山より多田に移り遂に日本全國に普及するに至つたのである、當時此山下吹と併稱せられしは南蠻絞と稱せらるゝもので、此方法は天正年中大阪の町人住友壽齋が堺の浦に來つた白水なる歐洲人より傳授せしと云ふことである、而して此南蠻絞は天正以後長く大阪に於ける泉屋の秘法として其家に傳へられ一種の特權と見做されたのである、次ぎに斯くの如き方法によつて専ら製せられし銅に就きては寛永年間に於ける鎖國と共に大阪に於ける銅商人集まりて銅屋組合なるものを組織し彼等は一面全國の銅を買集めて製煉し、それを長崎に送り以て同地に於ける彼我の貿易に供せられしものである、而して江戸幕府の時代に於て主として供給者となりしものは足尾で年々二百五十萬斤餘を採掘したのである、

其後、正徳二年に大阪の銅屋組合を改めて銅會所となし秋田、南部、伊豫等の各地より産出せし銅を製煉して長崎方面の用務に供したのである、之れを要するに銅の産額としては元祿以前は足尾時代中期は正徳享保の時代で秋田、別子、南部産の銅を集めたのである。

以上は我邦に於ける鑛山所有權の狀態と之れが經營法と採金冶金の術とであるが、更に轉じて西班牙に就きて見るに、之れが王室はフアンカベリカの水銀鑛とポルト、リコ及ペラグアの金鑛とを除きては、實際上、殖民地の鑛山に手を下さざりし結果よりして自から一私人に經營せしむる場合多く、斯くの如き場合に於て王室其者の収入は之れが初期にありては全収入の三分ノ二に相當せしが、其後殖民地方面に於ける探險又は發明を獎勵する爲め其額を減少し、斯くて千五百年より千五百四年に亘れる時期にイスパニオラの島に於て王の所得をとなるものは漸次減じたのである、即ち全收の二分ノ一より三分ノ一となり、更に五分ノ一となるに至つたのである。